

消防設備士講習受講申請書

ダウンロードした申請書の場合は、
返信用封筒（住所・氏名記入、84円切手貼付）
を同封してください。

一般社団法人 奈良県防災安全協会
〒630-8115 奈良市大宮町七丁目2番5号 田村ビル501号
TEL 0742-81-9788

消防設備士講習受講票

受講番号	受講時間	出席印
講習区分	1 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等 (休けい)	9:30 - 12:00 午前
	2 工事整備対象設備等の工事又は整備	12:45 - 16:45 午後
氏名	3 効果測定 (講習終了後実施)	

この受講票は出席スタンプ押印をして修了証とします。奈良県

受講番号
受講日
講習会場

切り取らないで下さい
携行するもの
1. 受講票
2. 筆記用具(鉛筆・消しゴム等)
3. 消防設備士免状

奈良県知事様

受講番号

※太枠内を楷書で記入して下さい

(フリガナ)		生年月日	S・H	年	月	日生
申請者氏名						
本籍	都道府県	連絡先TEL	()			
現住所	(〒 -)					
勤務先名称		所在地(〒 -)				
TEL	()					
受講に係る消防設備士免状						
種別	甲乙別	交付番号	交付年月日	交付知事		
類			S・H・R 年 月 日	知事		
類			S・H・R 年 月 日	知事		
類			S・H・R 年 月 日	知事		

切り取らないで下さい

科目免除該当者記載欄						
今回受講するすべての区分を○で囲むこと。	過去6ヶ月以内に受講した区分	受講年月日	実施府県または団体			
区分	消防設備	特 殊	年 月 日			
	警報設備	消 火 設 備	年 月 日			
	避難設備・消火器	警 報 設 備	年 月 日			
		避 難 設 備 ・ 消 火 器	年 月 日			

消防設備士講習実施案内 奈良県

- 講習の定義 消防法第17条の10による工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習
- 受講義務 (消防法施行規則第33条の17) 「免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内」又は「講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内」ごとに受講すること。
- 受講手数料 (1) 講習区分当たり 7,000円 (2) 申請書受理後は、いかなる理由があっても受講手数料、提出書類は一切返しません。
- 科目免除 他区分の講習を受けた後6ヶ月以内に他の区分の講習を受けようとする者は下記6.アの科目の受講が免除されます。
- 講習区分

講習区分	講習の対象となる消防設備士(甲乙とも)
消 火 設 備	第1類消防設備士及び第2類消防設備士並びに第3類消防設備士
警 報 設 備	第4類消防設備士及び第7類消防設備士
避難設備・消火器	第5類消防設備士及び第6類消防設備士
- 講習科目
 - ア. 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令に関する事項
 - イ. 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する事項
 - ウ. 効果測定

受講上の注意

この講習会は、今後新型コロナウイルスの拡大状況に伴い、講習の実施を、延期もしくは中止する場合があります。ご理解の程よろしくお願いたします。

- 受付時間は、9時～9時30分(科目免除者は、12時30分～12時45分)です。時間に遅れないようにしてください。
- 当日は、次のものを持参して下さい。
①受講票 ②消防設備士免状 ③筆記具
- (注)テキストは、当日お渡しします。(無償配布) 受付に受講票と免状を提出してください。(預かった免状は、講習終了後お返しします)
- 受講に際しては、次の事項を厳守してください。
(1) 時間に遅れないこと(遅れた場合には、受講を認めません)。
(2) 講義中は質問しないこと(質問がある場合には、休憩時間を利用してください)
(3) その他係員の指示に従ってください。
- 講習修了証は、科目免除の証明等に使うことがありますので、大切に保管しておいてください。

注意事項

- 太枠内を楷書で、もれなく記入して下さい。
- 「本籍」の欄は都道府県のみ記入してください。
- 申請手続きは、別紙の案内により申請して下さい。

※この講習会は、別紙案内の受付日及び受付期間内に申請手続きをされない講習日に受講できません。

写真貼付欄

写 真 貼 付	年
4×3 cmの 正面上半身	月 撮 影

6ヶ月以内に撮影した写真

受講手数料 7,000円
奈良県収入証紙 貼付欄
収入印紙ではありません。